

知立市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

**問** 新たに制定されるこの条例の目的、背景は。

**答** 地方公務員の臨時、非常勤職員は年々増加して、地方行政の重要な担い手になっており、適正な任用、勤務条件の確保が求められている。法改正により、一般職の会計年度任用職員を創設し、任用、勤務規律の整備を図る。特別職、非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、必要な移行を図り、期末手当の支給を可能にする等である。

**問** 公務員改革の一環で、期末手当不支給など非正規職員の処遇悪化や不利益に繋がることはいけないがどうか。任用のあり方、期末手当の支給根拠は。

**答** 一回の任期は、4月1日から3月31日の最長1年に基づく能力実証を経て、再度の任用も可能。また、期末手当は週20時間以上の勤務時間の会計年度任用職員に支給する。意図的に手当を支給しないことは、行うべきでない。雇用に当たっては、個々の事情を加味し労働者の意向を十分に確認して行っていく。



地方公務員法等の一部を改正する法律施行に関する関係条例整備に関する条例

**問** 今回の条例や制度上、会計年度任用職員に移行できず廃止の職種がでてくるが、行政連絡員や地区交通指導員はどのような身分になるのか。

**答** 行政連絡員は、移行が困難であり、廃止を決定した。広報の配布は民間への委託を考えている。個々の住民への郵送物や通知は郵便を利用していく。現行政連絡員には、臨時会議で意向を聞き、今後の対処をしていく。地区交通指導員は今後一般事務職相当職での雇用を考えている。

印鑑条例の一部改正する条例

**問** 印鑑条例改正の経緯は。いつから導入されるのか。

**答** 旧姓を使用して、活躍する女性が最近増加している。様々な場合で旧姓をより使用し易くするため、住民基本台帳法施行令が改正され、関係の印鑑条例を改正するもの。11月5日より、旧姓の使用が希望者の申請でできるようになる。



福祉体育館(西町)

令和元年度知立市一般会計補正予算

**問** 市民体育館管繕工事553万2千円の内容は。また、アリーナの快適な環境実現のため、空調設備導入の考えは。

**答** 柔剣道場のエアコン設備を充実するために、整備費を増額する差額予算を計上するもの。アリーナの空調設備には3億円程かかり、現在導入予定はない。

**問** 介護施設整備事業補助金100万円の内容は。工事はいつからか。2か所では不十分では。

**答** 市内2番目の地域包括支援センターを新林町に設置する。その準備経費として、相談室を設置する。10月より着工し、2年3月に完了予定。将来的には、

北部地域に3か所目開設の方向性もあると考えている。

**問** 知立連続立体交差事業で、3億1千万円余増額の内容は。元年度の進捗率は。5年度完成に向けて的確な推進を。

**答** 当初予算後に、国・県で連立事業の位置付けが上がり、より一層事業進捗できるような事業費が拡大され、それに見合う市側の負担額の補正である。元年度は55・4%の進捗を想定。5年度完成に向け努力していく。

平成30年度知立市一般会計決算認定

**問** 個人、法人市民税や固定資産税の増収の要因は。

**答** 昨年度に引き続き、景況感の良さから納税義務者の増加等、また、土地価格も上昇基調にあり増収に繋がったと考える。

**問** 補助金の考え方は。

**答** 必要な事業であれば補助していく。現在は、事務事業点検を行い、可能なものは削り、浮いた枠を新たな事業に、補助、配分する考えで行なっている。

**問** 市たばこ税は、30年度4億1千889万円余だが税収の推移は。どこで買うと市の税収になるか。

**答** 受動喫煙も影響し低下傾向で、29年比98・7%である。市内で仕入れをして販売したものが、市のたばこ税収に繋がる。